

山梨県公報

号外第九号

平成十六年

三月三十日

火曜日

目次

条 例

甲斐市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例……………一六

山梨県環境基本条例……………一八

山梨県部制条例の一部を改正する条例……………二一

山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例……………二一

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例……………二二

山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例……………二二

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例……………二二

山梨県職員定数条例等の一部を改正する条例……………二二

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………二三

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………二四

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例……………二四

山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………二五

山梨県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例……………二五

山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例……………二六

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例……………二八

山梨県県税条例の一部を改正する条例……………二八

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………二八

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例……………二九

山梨県環境緑化条例の一部を改正する条例……………二九

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例……………三〇

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例……………三二

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………三二

山梨県立学校授業料、入学科及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………三二

条例のあらまし

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例……………三二

山梨県立女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………三三

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例……………三三

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例……………三三

山梨県勤労者福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例……………三四

山梨県国民宿舎設置条例及び山梨県国民宿舎管理及び使用料条例を廃止する条例……………三四

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………三四

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………三五

甲斐市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第一号)(市町村課)

- 1 中巨摩郡竜王町、同郡敷島町及び北巨摩郡双葉町を廃し、その区域をもって甲斐市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした
 - (一) 山梨県立明生学園の設置及び管理に関する条例
 - (二) 山梨県警察組織条例
 - (三) 山梨県立農業大学の設置及び管理に関する条例
 - (四) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
 - (五) 山梨県流域下水道の設置に関する条例
 - (六) 山梨県屋外広告物条例
 - (七) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
 - (八) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例
 - (九) 山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例
 - 2 この条例は、平成十六年九月一日から施行することとした。
- 山梨県環境基本条例(条例第二号)(森林環境総務課)
- 1 目的

この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。
 - 2 基本理念として次に掲げる事項について定めることとした。

<p>(一) 環境の恵沢の享受と継承等 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 地球環境保全の積極的推進</p> <p>(二) 環境の保全及び創造に関する県民、事業者及び県の責務を定めることとした。</p> <p>(三) 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針を定めることとした。</p> <p>4 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画（環境の保全及び創造に関する基本的な計画をいう。）を定めることとした。</p> <p>5 環境の保全及び創造を推進するための施策として次に掲げる事項等について定めることとした。</p> <p>6 資源の循環的な利用の促進等 環境の保全及び創造に関する教育、学習等 県民等の自発的な活動の促進</p> <p>(一) 環境の保全及び創造に関する重点施策として次に掲げる事項について定めることとした。</p> <p>7 富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策 森林の保全等 水環境の保全等 環境の保全に資する農業の促進</p> <p>(二) 地球環境保全に関する施策について定めることとした。</p> <p>8 推進体制の整備等について定めることとした。</p> <p>9 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。</p> <p>10 山梨県部制条例の一部を改正する条例（条例第三号）（人事課） 迅速かつ的確な意思決定及び政策対応並びに観光施策の推進体制の強化を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。</p> <p>(一) 条例の名称を次のように改めることとした。 山梨県部等設置条例</p> <p>(二) 内部組織を部及び室とすることとした。</p> <p>(三) 次の各号に掲げる部及び室は、当該各号に掲げる事項を分掌することとした。</p> <p>(1) 政策秘書室 政策の立案及び重要事項の総合調整並びに秘書に関する事項</p> <p>(2) 観光部 観光に関する事項</p> <p>(三) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。</p>	<p>山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）（人事課）</p> <p>1 公の施設の管理に関する制度が管理委託制度から指定管理者制度に改正されたことに伴い、外部監査契約に基づく監査の対象の規定を整備することとした。</p> <p>2 地方自治法の経過措置として置かれている管理受託者の事務についても外部監査の対象とすることとした。</p> <p>3 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第五号）（私学文書課）</p> <p>1 地方独立行政法人法の施行にかんがみ、県の保有する地方独立行政法人に関する情報について、不開示情報に関する取扱い及び第三者に対する意見書提出の機会の付与等の取扱いに関し、国、独立行政法人等及び地方公共団体に関する情報と同一の取扱いとすることとした。</p> <p>2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例（条例第六号）（市町村課）</p> <p>1 市町村合併の前に過疎地域であった区域の社会基盤整備を合併後においても引き続き支援するため、過疎地域の特例を設けることとした。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>山梨県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第七号）（人事課）</p> <p>1 治安の急激な悪化への対応、交番機能の強化等のため、警察職員の定数を改正することとした。</p> <p>2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第八号）（人事課）</p> <p>1 地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について規定の整備を行うこととした。</p> <p>(一) 山梨県職員定数条例 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例</p> <p>(二) 山梨県教育委員会職員等定数条例</p> <p>(三) この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。</p> <p>(四) 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）（人事課）</p> <p>1 地方独立行政法人法及び国立大学法人法の施行に伴い、次に掲げる改正を行うこととした。</p> <p>(一) 地方独立行政法人法の施行に伴う改正</p>
---	---

- (1) 特定地方独立行政法人の役職員の在職期間等の取扱いについて、地方公務員の身分が与えられていることから、地方公務員と同様の取扱いとすることとした。
 - (2) 一般地方独立行政法人の職員の在職期間等について、一般地方独立行政法人の業務は、地方公共団体の事務と密接な関連を有することから、地方公社職員等と同様の取扱いとすることとした。
- (二) 国立大学法人法の施行に伴う改正
- 国立大学の職員が、非公務員となる国立大学法人の職員に承継され引き続いて県の職員となった場合の在職期間等について、国立大学法人への移行前と同様の取扱いとすることとした。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（職員厚生課）

1 地方公務員災害補償法の一部改正にかんがみ、罰金の額を「十万円」から「二十万円」に改定することとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十六年五月一日から施行することとした。

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（財政課）

1 林業改善資金助成法の一部改正にかんがみ、特別会計の名称を「林業改善資金特別会計」から「林業・木材産業改善資金特別会計」に改めることとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（財政課）

1 別表第一の保育士試験手数料の額を「八千九百円」から「一万二千七百円」に改めることとした。

2 別表第一に次の手数料を加えることとした。

- (一) 解体業許可申請手数料 七万八千円
 - (二) 解体業許可更新申請手数料 七万円
 - (三) 破砕業許可申請手数料 八万四千元
 - (四) 破砕業許可更新申請手数料 七万七千円
 - (五) 破砕業事業範囲変更許可申請手数料 七万五千元
- 3 別表第二から次に掲げる手数料を削除することとした。

- (一) 卸売業登録申請手数料
- (二) 小売業登録申請手数料
- (三) 小売業変更登録申請手数料

4 別表第二の手数料について、次の表の上欄に掲げる手数料を、それぞれ同表の下欄に掲げる手数料に改めることとした。

第二種特定製品引取業者登録申請手数料	引取業者登録申請手数料
第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料	引取業者登録更新申請手数料
第二種フロン類回収業者登録申請手数料	フロン類回収業者登録申請手数料
第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料	フロン類回収業者登録更新申請手数料

5 1及び3については平成十六年四月一日から、2については同年七月一日から、4については平成十七年一月一日から施行することとした。

山梨県消防関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（消防防災課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十六年六月一日から施行することとした。

山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（衛生薬務課）

1 次の表の上欄に掲げる飲料水試験検査手数料について同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

水浄水試験（全部）	一六三、八〇〇円	一一一、四七〇円
水道法に基づく定期試験（以下 浄水試験（一部）という。）	五、四三〇円	一一五、八七〇円
一般飲料水試験	五、四三〇円	六、九七〇円
細菌学的試験	一、三六〇円	一、四三〇円
理化学的試験	四、〇九〇円	五、五五〇円

2 次の表の上欄に掲げる飲料水試験検査手数料について同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

浄水試験（全部）	一一一、四七〇円	一二六、〇七〇円
浄水試験（一部）	一一五、八七〇円	一二〇、四六〇円
一般飲料水試験	六、九七〇円	八、四七〇円
理化学的試験	五、五五〇円	七、〇四〇円

3 1 については平成十六年四月一日から、2 については平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（市町村課）

1 観光の振興に資する施設の整備の促進等を図るため、元利補給金を交付する対象となる事業について次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 観光の振興に資する施設の整備のための建設事業を追加することとした。

(二) 道路及び橋の建設事業を削ることとした。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（税務課）

1 納税者の利便性の向上を図るため、自動車税の収納を行う者に、現行の指定金融機関等の収納機関のほか、収納の事務の委託を受けた私人を加えることとした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（衛生薬務課）

1 食品衛生法施行令の一部改正に伴い、管理運営基準及び手数料において引用する根拠規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（職業能力開発課）

1 国立短期大学における授業料の額の改定等にかんがみ、県立産業技術短期大学の授業料及び受講料の額を次のとおり改定することとした。

(一) 専門課程の授業料

学 生	区 分	
	改 定 前	改 定 後
年 額	二九六、一〇〇円	三二六、一〇〇円

聴 講 生 一単位につき 三、八〇〇円 一単位につき 四、一〇〇円

(二) 専門短期課程の受講料

専 門 短 期 課 程	金 額	
	改 定 前	改 定 後
一訓練科一人につき	二、五〇〇円以上 六、四〇〇円以下	二、七〇〇円以上 六、九〇〇円以下

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県環境緑化条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（みどり自然課）

1 新たに次に掲げる規定を設けることとした。

(一) 環境緑化に関する計画

(二) 県民等の自発的な活動の促進

(三) 環境緑化のための樹木の養成等

2 環境緑化に関する努力目標として定めている緑地面積の基準（以下「環境緑化基準」という。）を次のとおり改めることとした。

(一) 公共施設等の環境緑化基準

区 分	環 境 緑 化 基 準
学 校	次の各号のいずれにも該当すること。 一 敷地（運動場の敷地を除く。）については、当該敷地の面積の二〇パーセント以上の緑地があること。 二 運動場の敷地については、当該敷地の面積の五パーセント以上の緑地があること
公 園	敷地の面積の三〇パーセント以上の緑地があること。
公営住宅、庁舎、その他の公共施設等	敷地の面積の二〇パーセント以上の緑地があること。

(二) 事業所等（敷地の面積が二千平方メートル以上の事業所等に限る。）の環境緑化基準

区 分	製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る事業所等
環 境 緑 化 基 準	敷地の面積の二〇パーセント以上の緑地があること。
その他の事業所等	敷地の面積の五パーセント以上の緑地があること。

- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。
- 3 **山梨県都市公園条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（都市計画課）
- 1 **山梨県小瀬スポーツ公園の有料公園施設としてクライミング場を設置することとした。**
- 2 **クライミング場の使用料を次のように定めることとした。**

クライミング場	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合
	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とし、その相当する額が三、五五〇円を超えるときは三、五五〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。
アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツに利用する場合
有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合	有料大 会等の ために 利用す る場合
入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。	入場料金額の二〇分の一に相当する額、ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とする。

3 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

- 山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（教育庁総務課）
- 1 少人数教育の充実等を図るため、県費負担教職員の定数を改正することとした。
- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（教育庁福利給与課）
- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令の施行に伴い、教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合について、例示を加える等規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。
- 1 **山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（教育庁高校教育課）
- 1 高等学校における受益者負担の適正化を図るため、授業料及び入学料の額を次のとおり改定することとした。

(一) 授業料

全日制	年額	一、一、六〇〇円	年額	一、一五、二〇〇円
通信制	一単位	二八〇円	一単位	三〇〇円
専攻科	年額	一、一、六〇〇円	年額	一、一五、二〇〇円
	（経過措置により）	六五、〇〇〇円		

(二) 入学料

全日制	現 行	五、五五〇円	改 正 後	五、六五〇円
定時制	現 行	二、〇五〇円	改 正 後	二、一〇〇円
通信制	現 行	四八〇円	改 正 後	五〇〇円
専攻科	現 行	五、五五〇円	改 正 後	五、六五〇円

- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。
山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（教育庁高校教育課）
- 1 独立行政法人日本学生支援機構法の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県立女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（男女共同参画課）

- 1 男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる改正を行うこととした。
 - (一) 条例の名称を次のとおり改めることとした。
 - (二) 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例
 既存の三つの女性センターを統合し、名称及び位置を次のとおり改めることとした。

名称 山梨県立男女共同参画推進センター
 位置 甲府市、南巨摩郡南部町及び都留市

- (三) 事業内容を、女性を対象としたものから男性も含めた県民一般を対象としたものとする。こととした。
- (四) その他所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（教育庁学術文化財課）

- 1 新たに設置する工房等の使用料を次のとおり定めることとした。

区分	入場料金を徴収しない場合	
	九時三十分から十二時まで	十三時から十七時まで
制作展示室	一、四〇〇円	一、九〇〇円
工房 A	二、七二〇円	三、六六〇円
工房 B	一、四二〇円	一、九一〇円
総合実習室	二、九四〇円	三、九五〇円

- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（警察本部警務課）

- 1 警察法施行令に基づき、警察署の名称を「山梨県小笠原警察署」から「山梨県南アルプス警察署」に改めることとした。
- 2 1の改正に伴い、山梨県警察署協議会条例について規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成十六年六月一日から施行することとした。

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例（条例第二十八号）（労政雇用課）

- 1 施設の利用実態にかんがみ、山梨県立勤労者福祉センターを廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十六年三月三十一日から施行することとした。

山梨県国民宿舎設置条例及び山梨県国民宿舎管理及び使用料条例を廃止する条例（条例第二十九号）（観光課）

- 1 広河原地域周辺における宿泊施設の整備状況等にかんがみ、山梨県国民宿舎広河原口ツチを廃止することとした。
- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（議会）

- 1 山梨県部制条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十六年四月一日から施行することとした。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（人事課）

- 1 国家公務員から引き続き職員となり、引き続き職員として在職した後引き続き副知事となった者の退職手当について、次に掲げる特例措置を設けることとした。
 - (1) 職員等としての在職期間を副知事の勤続期間に通算することとした。
 - (2) 退職手当の額について、副知事の退職手当の額と職員としての退職の日における職員の退職手当の例により計算した額との合計額とすることとした。
 - (3) 副知事を退職し引き続き国家公務員となったときは、退職手当を支給しないこととした。
- 2 この条例は、平成十六年三月三十一日から施行することとした。

条 例

甲斐市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。
 平成十六年三月二十日

山梨県条例第一号

山梨県知事 山 本 栄 彦

甲斐市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山梨県立明生学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県立明生学園の設置及び管理に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 児童養護施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立明生学園

位置 甲斐市

(山梨県警察組織条例の一部改正)

第二条 山梨県警察組織条例(昭和三十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県甲府警察署の項中 「中巨摩郡のうち 敷島町」

敷島町

を

甲斐市のうち

長塚、大下条、中下条、島上条、天狗沢、大久保、境、牛匂、亀沢、打返、漆戸、獅子平、上菅口、下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、下芦沢、上芦沢、吉沢及び千田

に改め、同表山梨県南甲府警察署の項中

甲斐市のうち

竜王、竜王新町、篠原、富竹新万才、名取、西八幡及び玉川中巨摩郡

田、

に改め、同表山梨県南甲府警察署の項中 「北巨摩郡のうち 双葉町、須玉町及び明野村」

甲斐市のうち

竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森、志田及び宇津谷 北巨摩郡のうち 須玉町及び明野村

に改める。

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第三条 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のよう

に改正する。

本則中「山梨県中巨摩郡竜王町」を「山梨県甲斐市」に改める。

(山梨県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「双葉町」を「甲斐市」に改める。

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡中地域振興局の項及び同条第三項の表山梨県峡中地域振興局の項並びに第六条の表山梨県中央児童相談所の項中「及び南アルプス市」を「南アルプス市及び甲斐市」に改める。

第八条の表山梨県甲府保健所の項中「及び甲府市」を「甲府市及び甲斐市」に改める。

第十一条の表山梨県西部家畜保健衛生所の項及び第十三条の表山梨県峡中農業改良普及センターの項中「及び南アルプス市」を「南アルプス市及び甲斐市」に改める。附則に次の一項を加える。

9 平成十六年九月一日から平成十七年三月三十一日までの間における地域振興局、保健所及び地域農業改良普及センターの所管区域については、第二条第二項及び第三項、第八条並びに第十三条の規定にかかわらず、第二条第二項中「甲斐市」とあるのは「甲斐市(旧双葉町の区域を除く。)」と、「及び葎崎市」とあるのは「葎崎市及び甲斐市(旧双葉町の区域に限る。)」と、同条第三項中「甲斐市」とあるのは「甲斐市(旧双葉町の区域を除く。)」と、第八条及び第十三条中「甲斐市」とあるのは「甲斐市(旧双葉町の区域を除く。)」と、「及び葎崎市」とあるのは「葎崎市及び甲斐市(旧双葉町の区域に限る。)」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県流域下水道の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表釜無川流域下水道の項中「南アルプス市」を「南アルプス市 甲斐市」に、「鵜沢町 竜王町 敷島町」を「鵜沢町」に、「田富町 双葉町」を「田富町」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第七条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中巨摩郡の項中「竜王町 敷島町 玉穂町」を「玉穂町」に、同表北巨摩郡の項中「双葉町 須玉町」を「須玉町」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
第八条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十五項中「、竜王町」を削る。

(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)
第九条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「南アルプス市」を「南アルプス市 甲斐市」に、「皷沢町 竜王町 敷島町」を「皷沢町」に、「田富町 双葉町」を「田富町」に改める。

(山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部改正)
第十条 山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十五年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「竜王町、敷島町」を「甲斐市(旧双葉町の区域を除く。)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年九月一日から施行する。

(北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条のうち山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例第二条の改正規定中「及び双葉町」及び「及び北巨摩郡双葉町」を削る。

第七条のうち、山梨県行政機関等の設置に関する条例第六条の表山梨県中央児童相談所の項及び第十一条の表山梨県西部家畜保健衛生所の改正規定中「南アルプス市」を「甲斐市」に改め、同条例第十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第九項中「及び韮崎市」を「韮崎市」に、「韮崎市及び」を「韮崎市」に改める。

山梨県環境基本条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二号

山梨県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第七条)

第二節 環境基本計画等(第八条・第九条)

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第十条 第二十条)

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策(第二十一条 第二十四条)

第五節 地球環境保全に関する施策(第二十五条)

第六節 推進体制の整備等(第二十六条 第三十条)

附則

私たちは、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、清らかな水など豊かな自然環境に支えられて良好で快適な生活を営んできた。

しかしながら、県民生活や事業活動から生ずる環境への負荷が増大することにより、将来にわたって良好な環境を維持することが、この山梨においても、次第に難しくなってきた。さらに、地球温暖化、オゾン層の破壊など人類の存続基盤である地球環境にも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、これまで、山梨県環境首都憲章を規範とし、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきた。今後、その理念や取組を一層推進するとともに、循環型社会を構築することにより、人と自然とが共生することができる山梨を実現するため、一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を自ら問い直し、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、私たち山梨県民は、ここに、人と自然とが共生することができるふるさと山梨を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の

支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務

等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第七条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。

第二節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たつては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、これらを公表しなければならない。

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(資源の循環的な利用の促進等)

第十条 県は、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(以下この条において「廃棄物等」という。)の発生が抑制され、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用が適正に行われることが促進され、並びに廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分が確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の促進等)

第十一条 県は、自ら環境管理(事業活動の実施に当たって、環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、並びにその実施状況を点検して必要な是正の措置を講ずる一連の取組をいう。以下この条において同じ。)を実施するとともに、事業者及び市町村が自主的に行う環境管理の実施の促進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第十三条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならぬ。

- 一 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音等公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十五条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自

ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十六条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況を勘案しつつ必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

第十七条 県は、生活排水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十二条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第十三条の県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十九条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策

(富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策)

第二十一条 県は、富士山及びその周辺地域(富士箱根伊豆国立公園の区域のうち県内の区域をいう。)の多様な自然及び優れた景観を良好な状態に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林の保全等)

第二十二條 県は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第二十三條 県は、水環境（河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。）を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会を提供する機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第二十四條 県は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第五節 地球環境保全に関する施策

第二十五條 県は、地球環境保全を図るため、二酸化炭素の排出抑制、フロン回収等必要な施策を推進するものとする。

第六節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)
第二十六條 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七條 県は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するものとする。

(施策の策定等に当たつての配慮)

第二十八條 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(県民からの意見の聴取)

第二十九條 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映できるように、県民から意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十條 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第三号

山梨県部制条例の一部を改正する条例

山梨県部制条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

山梨県部等設置条例

第一条第一項中「知事」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第五百八条第一項の規定に基づき、知事」に、「七部」を「部及び室」に改め、同条第二項中「部」を「部及び室」に、「その分掌する事務」を「分掌事務」に、「である」を「とする」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同号(二)を削り、同号(三)を同号(二)とし、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 観光部

観光に関する事項

第一条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号(一)中「重要事項及び」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 政策秘書室

(一) 政策の立案及び重要事項の総合調整に関する事項

(二) 秘書に関する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(山梨県中小企業調停審議会条例の一部改正)

2 山梨県中小企業調停審議会条例（昭和三十四年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。

山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第四号

山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十年山梨県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第三条第四項第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理の事務の執行に係る包括外部監査契約に基づく監査及び個別外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第五号

山梨県情報公開条例の一部を改正する条例

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号八中「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員」を、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」に改め、同条第二号及び第五号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第六号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「又は独立行政法人等」を、「独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第十六条第一項中「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人」を加える。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県条例第六号

山梨県過疎地域振興条例の一部を改正する条例

山梨県過疎地域振興条例（昭和四十五年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「該当している」を「該当する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 合併市町村（市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。）に過疎地域の市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であつた区域を過疎地域とみなす。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一、五五〇人」を「一、五七〇人」に、「一、八六二人」を「一、八八二人」に改める。

附則第三項中「千五百六十五人」を「千五百八十五人」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県条例第八号

山梨県知事 山本 栄彦

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県職員定数条例等の一部を改正する条例
(山梨県職員定数条例の一部改正)

第一条 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十六年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項の」を「第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する」に改める。

(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項の」を「第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する」に改める。

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

第五条 山梨県教育委員会職員等定数条例(平成十四年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県条例第九号

山梨県職員の退職手当に関する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項各号列記以外の部分中「前四項」を「前各項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、「関する規定」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「他の地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人(以下この号において「地方公共団体等」という。))」を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等」に改め、「以下同じ。)」の下に「(以下「一般地方独立行政法人等」という。))」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等の」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。))」を削り、「地方公社」を「一般地方独立行政法人又は地方公社」に、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。))」を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第三号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。))」を削り、同項第四号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第六号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移

行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員又は職員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第二号又は第六号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第七条の四の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「後の」を「後の」に改め、同条第二項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第五項」の下に「及び第六項」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第三号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第五号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「退職を」を「退職（前項の規定によりみなされる場合を含む。）を」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員又は特定地方公務員として在職し、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する第一項又は前項第一号若しくは第三号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加える。

附則に次の二項を加える。

32 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（次項において「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続き在職期間を職員として引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この

限りでない。

33 旧機関（任命権者が必要と認める国立大学及び国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十三条第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第一の備考中「別表第一」を「別表第二」に改める。

附則

この条例は、平成十六年五月一日から施行する。

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十一号

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例

山梨県特別会計設置条例（昭和三十九年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十一号を次のように改める。

十一 林業・木材産業改善資金特別会計 山梨県林業・木材産業改善資金の運用管理

第一条の見出し及び条名を削る。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の十の項中、「八千九百円」を、「一万二千七百円」に改め、同表の五十七の項の次に次のように加える。

五十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	七万八千円
五十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	七万円
六十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	八万四千円
六十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	七万七千円
六十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定	破砕業事業範囲変更許可申請手	七万五千円

定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 手数料

別表第二の百六十七の項から百六十九の項までを次のように改める。

百六十七 削除		
百六十八 削除		
百六十九 削除		

別表第二の百七十六の項から百七十九の項までを次のように改める。

百七十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	三千元
百七十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	三千元
百七十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	三千元
百七十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	三千元

附則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、別表第一の十の項の改正規定及び別表第二の百六十七の項から百六十九の項までの改正規定は同年四月一日から、同表の百七十六の項から百七十九の項までの改正規定は平成十七年一月一日から施行する。

山梨県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十三号

山梨県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県消防法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表の十六の項中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年六月一日から施行する。

山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十四号

山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県衛生公害研究所手数料条例（昭和二十九年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表飲料水試験の項を次のように改める。

飲料水試験

一 浄水試験（全部）

一件につき

二二二、四七〇円

二 浄水試験（一部）

一件につき

一一五、八七〇円

三 一般飲料水試験

一件につき

六、九七〇円

四 細菌学的試験

一件につき

一、四三〇円

五 理化学的試験

一件につき

五、五五〇円

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項

省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、過マンガン酸カリウム消費量、pH値、味、臭気、色度並びに濁度

省令の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、硬度、過マンガン酸カリウム消費量、pH値、味、臭気、色度並びに濁度
 三の摘要の欄に掲げる事項のうち、一般細菌及び大腸菌
 三の摘要の欄に掲げる事項のうち、一般細菌及び大腸菌を除く事項

第二条 山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二号の表飲料水試験の項中「二二二、四七〇円」を「二二六、〇七〇円」に、「一一五、八七〇円」を「一二〇、四六〇円」に、「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量」に、「六、九七〇円」を「八、四七〇円」に、「五、五五〇円」を「七、〇四〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 第一条及び次項の規定は平成十六年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の日前に申請のあった同条の規定による改正前の山梨県衛生公害研究所手数料条例別表第二号の表に規定する飲料水試験に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行の日前に申請のあった同条の規定による改正前の山梨県衛生公害研究所手数料条例別表第二号の表に規定する飲料水試験に係る手数料については、なお従前の例による。

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十五号

山梨県市町村振興資金条例の一部を改正する条例

山梨県市町村振興資金条例（昭和三十七年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「、道路及び橋の建設事業」を削り、「並びに山梨県障害者幸住条例」を、「山梨県障害者幸住条例」に改め、「整備のための建設事業」の下に「及び観光の振興に資する施設の整備のための建設事業」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に貸付けを決定された道路及び橋の建設事業に係る市町村振興資金については、なお従前の例による。

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十六号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。第九条の見出し中「収納機関」を「収納機関等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 自動車税（規則で定めるものに限る。）の収納を行う者は、前項に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定によりその収納の事務の委託を受けた者とする。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十七号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号及び第二号中「第五条」を「第三十五条」に改める。

別表第三の事務の欄中「第五条第一号」を「第三十五条第一号」に、「第五条第二号」を「第三十五条第二号」に、「第五条第三号」を「第三十五条第三号」に、「第五条第四号」を「第三十五条第四号」に、「第五条第五号」を「第三十五条第五号」に、「第五条第六号」を「第三十五条第六号」に、「第五条第七号」を「第三十五条第七号」に、「第五条第八号」を「第三十五条第八号」に、「第五条第九号」を「第三十五条第九号」に、「第五条第十号」を「第三十五条第十号」に、「第五条第十一号」を「第三十五条第十一号」に、「第五条第十二号」を「第三十五条第十二号」に、「第五条第十三号」を「第三十五条第十三号」に、「第五条第十四号」を「第三十五条第十四号」に、「第五条第十五号」を「第三十五条第十五号」に、「第五条第十六号」を「第三十五条第十六号」に、「第五条第十七号」を「第三十五条第十七号」に、「第五条第十八号」を「第三十五条第十八号」に、「第五条第十九号」を「第三十五条第十九号」に、「第五条第二十号」を「第三十五条第二十号」に、「第五条第二十一号」を「第三十五条第二十一号」に、「第五条第二十二号」を「第三十五条第二十二号」に、「第五条第二十三号」を「第三十五条第二十三号」に、「第五条第二十四号」を「第三十五条第二十四号」に、「

「第五條第二十一号」を、「第三十五條第二十五号」に、「第五條第二十二号」を、「第三十五條第二十六号」に、「第五條第二十三号」を、「第三十五條第二十七号」に、「第五條第二十四号」を、「第三十五條第二十八号」に、「第五條第二十五号」を、「第三十五條第二十九号」に、「第五條第二十六号」を、「第三十五條第三十号」に、「第五條第二十七号」を、「第三十五條第三十一号」に、「第五條第二十八号」を、「第三十五條第三十二号」に、「第五條第二十九号」を、「第三十五條第三十三号」に、「第五條第三十号」を、「第三十五條第三十四号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十八号

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「二九六、五〇〇円」を、「三三六、一〇〇円」に、「三、八〇〇円」を、「四、一〇〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「二、五〇〇円」を、「二、七〇〇円」に、「六、四〇〇円」を、「六、九〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県環境緑化条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第十九号

山梨県環境緑化条例の一部を改正する条例

山梨県環境緑化条例（昭和四十九年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「木竹、花き及び芝を植栽する」を、「樹木、草花、芝等を植栽し、育成し、及び保護する」に改める。

第三条の見出しを「（環境緑化に関する計画）」に改め、同条第一項中「基本的な方針（以下「環境緑化基本方針」という。）を、施策の計画的な推進を図るため、環境緑化に関する計画」に改め、同条第二項中「環境緑化基本方針」を「環境緑化に関する計画」に、「次の各号」に「を」次に「に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 環境緑化に関する基本的な方針
- 二 環境緑化に関する目標及び施策の方向
- 三 環境緑化に関する推進体制
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境緑化に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

第三条第三項を削り、同条第四項中「環境緑化基本方針」を「環境緑化に関する計画」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条及び第五条を次のように改める。

（市町村との連携）

第四条 県は、環境緑化に関する施策を実施するときは、市町村との連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が環境緑化に関する施策を実施するときは、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（知識の普及）

第五条 県は、県土の環境緑化が効果的に推進されるよう、環境緑化に関する知識の普及を図るものとする。

第十条を削る。

第九条第一項中「知事」を「県」に、「公共施設又は事業場」を「公共施設等又は事業所等」に、「環境緑化事業」を「環境緑化」に改め、同条第二項中「知事」を「県」に、「公共施設又は事業場」を「公共施設等又は事業所等」に改め、同条第三項を削り、同条を第十条とする。

第八条を削り、第七条を第九条とする。

第六条の見出し中「事業場」を「事業所等」に改め、同条中「工場その他の事業場であつて規則で定めるもの（以下単に「事業場」を「事業所又は事務所（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものを除く。）であつてその敷地の面積が二千平方メートル以上のもの（以下「事業所等」に、「事業場に」を「事業所等に」に改め、同条を第八条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

（県民等の自発的な活動の促進）

第六条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体（以下「県民等」と

いう。)が自発的に行う環境緑化に関する活動を促進するため、情報の提供、人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設等の環境緑化)

第七条 県は、その設置し、又は管理する学校、公園、公営住宅その他の公共施設及び庁舎その他の公用施設(以下「公共施設等」という。)について、環境緑化に関する基準(以下「環境緑化基準」という。)として別表第一で定めるものを指標とし、環境緑化に努めなければならない。

2 県は、国又は他の地方公共団体に対し、その設置し、又は管理する公共施設等について、別表第一で定める環境緑化基準を指標とし、環境緑化に努めるよう要請するものとする。

第十一条を次のように改める。

(環境緑化のための樹木の養成等)

第十一条 県は、主として公共施設等の効果的な環境緑化の推進を図るため、地域の特性に応じた樹木を養成するとともに、その植栽について必要な措置を講ずるものとする。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「この条例に基づき実施される環境緑化事業及び」を「県民等が行う」に、「県民の自主的活動」を「活動」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第七条関係)

区分	環境緑化基準
学校	次の各号のいずれにも該当すること。 一 敷地(運動場の敷地を除く。)については、当該敷地の面積の二〇パーセント以上の緑地があること。 二 運動場の敷地については、当該敷地の面積の五パーセント以上の緑地があること。
公園	敷地の面積の三〇パーセント以上の緑地があること。
公営住宅、庁舎、その他の公共施設等	敷地の面積の二〇パーセント以上の緑地があること。

別表第二(第八条関係)

区分	環境緑化基準
製造業(物品の加工修理業を含む。) 、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る事業所等	敷地の面積の二〇パーセント以上の緑地があること。
その他の事業所等	敷地の面積の五パーセント以上の緑地があること。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第二十号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一山梨県小瀬スポーツ公園の項中「及びアイスアリーナ」を、「アイスアリーナ及びクライミング場」に改める。

別表第二第五号イの表に次のように加える。

アマチュアスポーツ関係の大会等		アマチュアスポーツ関係の大会等		アマチュアスポーツ関係の大会等		アマチュアスポーツ関係の大会等	
利用する場合	利用する場合	利用する場合	利用する場合	利用する場合	利用する場合	利用する場合	利用する場合
中学生以下	高校生	一般及び大学生	高校生以下	高校生以下	高校生以下	高校生以下	高校生以下
無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合	無料大会等のために利用する場合
午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間	午後八時三十分から午後五時三十分までの間
六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円
二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円
三、二七〇円	三、二七〇円	三、二七〇円	三、二七〇円	三、二七〇円	三、二七〇円	三、二七〇円	三、二七〇円
四、七一〇円	四、七一〇円	四、七一〇円	四、七一〇円	四、七一〇円	四、七一〇円	四、七一〇円	四、七一〇円
二、四八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円	二、四八〇円
九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円
九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円
九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円
九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円	九〇円

入場料金総額の二〇分の一に相当する額。ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とし、その相当する額が三三、五五〇円を超えるときは三三、五五〇円とする。

入場料金総額の二〇分の一に相当する額。ただし、その相当する額が九、四二〇円に満たないときは九、四二〇円とし、その相当する額が三三、五五〇円を超えるときは三三、五五〇円とする。

附則
この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十一号

山梨県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会職員等定数条例（平成十四年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「五、六三二人」を「五、七三五人」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十二号

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「生徒」を「校外実習その他生徒」に改め、同項第二号中「学校行事」を「修学旅行その他学校の行事」に改め、同項第三号中「教職員会議」を「職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）」に改め、同項第四号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県条例第二十三号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例（昭和二十六年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一一一、六〇〇円」を「一一五、二〇〇円」に、「二八〇円」を「三〇〇円」に改める。

第二条の二第一項の表中「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第二条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、施行日前から在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

3 施行日以後において全日制の課程（単位制による課程であるものを除く。）又は専攻科に転学し、若しくは編入学した者又は施行日前から在学している者で原学年に留め置かれたものに係る授業料の額は、前項の規定にかかわらず、当該転学し、若しくは編入学した者又は施行日前から在学している者で原学年に留め置かれたことのあるものの属する学年の在学者に係る授業料の額と同額とする。

4 施行日以後において全日制の課程（単位制による課程であるものに限る。）又は通信制の課程に転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、附則第二項の規定にかかわらず、当該転学し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る授業料の額と同額とする。

山梨県立高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十四号

山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する

条例

山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例（昭和四十九年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十四条第一項の規定による第一種学資金の貸与を受けていない者であること。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県立女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十五号

山梨県立女性センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立女性センター設置及び管理条例（昭和五十八年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例

第一条中「女性に」を「県民に男女共同参画に関する」に、「提供するとともに、女性の社会参画を促進するため、女性センター」を「提供し、もつて男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画推進センター」に改める。

第二条を次のように改める。

（名称及び位置）

第二条 男女共同参画推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立男女共同参画推進センター

位置 甲府市、南巨摩郡南部町及び都留市

第三条中「前条に規定する女性センター」を「山梨県立男女共同参画推進センター」に改め、同条第一号中「女性指導者」を「指導者」に改め、同条第二号中「女性の社会参画」を「男女共同参画」に改め、同条第三号中「女性団体等が行つ」を「県民、事業者等が行つ男女共同参画の推進に関する」に改める。

第五条中「（山梨県立峡南女性センター及び山梨県立富士女性センターについては、知事。以下同じ。）」を削る。

第十条中「（山梨県立峡南女性センター及び山梨県立富士女性センターについては、別表第一号中「山梨県立総合女性センター」を「甲府市に所在するセンター」に改め、

同表第二号中「山梨県立峡南女性センター」を「南巨摩郡南部町に所在するセンター」に改め、同表第三号中「山梨県立富士女性センター」を「都留市に所在するセンター」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十六号

山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号並びに第八条の見出し及び同条第一項中「実習室」を「工房」に改める。

別表第三中

実 習 室	三、三六〇円	四、五一〇円	七、八七〇円
-------	--------	--------	--------

を

制作展示室	一、四〇〇円	一、九〇〇円	三、三〇〇円
工 房 A	二、七二〇円	三、六六〇円	六、三八〇円
工 房 B	一、四二〇円	一、九一〇円	三、三三〇円
総合実習室	二、九四〇円	三、九五〇円	六、八九〇円

に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十七号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県小笠原警察署の項中「山梨県小笠原警察署」を「山梨県南アルプス警察署」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年六月一日から施行する。

（山梨県警察署協議会条例の一部改正）

2 山梨県警察署協議会条例（平成十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「山梨県小笠原警察署協議会」を「山梨県南アルプス警察署協議会」に改める。

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十八号

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県立勤労者福祉センター設置及び管理条例（昭和五十八年山梨県条例第三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十六年三月三十一日から施行する。

山梨県国民宿舎設置条例及び山梨県国民宿舎管理及び使用料条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第二十九号

山梨県国民宿舎設置条例及び山梨県国民宿舎管理及び使用料条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県国民宿舎設置条例（昭和三十三年山梨県条例第四十四号）

二 山梨県国民宿舎管理及び使用料条例（昭和三十三年山梨県条例第四十五号）

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(九)を(十)とし、(一)から(八)までを(二)から(九)までとし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 政策秘書室に関する事項

第二条第三号中「農政商工委員会」を「農政商工観光委員会」に改め、同号(一)中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同号中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、(一)の次に次のように加える。

(二) 観光部に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第五条の規定により農政商工委員会の委員として選任されている者は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第五条の規定により農政商工観光委員会の委員として選任された者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第一条の規定によりそれぞれの委員会に付託され

ている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、新条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十一号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和四十三年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条中「前二条」を「前三条」に、「山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。）を「退職手当条例」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（副知事の退職手当の特例）

- 第四条** 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）から引き続き山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号。以下「退職手当条例」という。）第二条第一項に規定する職員（以下この条において「職員」という。）となり、引き続き職員として在職した後引き続き副知事となつた者の職員としての引き続きいた在職期間（退職手当条例に規定する職員としての引き続きいた在職期間をいう。）は、その者の引き続き副知事としての勤続期間に通算する。
- 2 前項の規定により職員としての引き続きいた在職期間を通算された副知事が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 副知事としての引き続きいた在職期間について、前条の規定により計算した額
 - 二 副知事となるため職員を退職した日におけるその者の給料月額及び勤続期間を基礎として当該退職した日における職員の例により計算した額
- 3 前項に規定する副知事が退職した場合において、その者が引き続き国家公務員となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、平成十六年三月三十一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番